

31 静保生第 6392 号  
令和 2 年 1 月 30 日

旅館業営業者 各位

静岡市保健所長  
(生活衛生課)

旅館業における新型コロナウイルス関連肺炎に係る対応について<その 2> (通知)

日頃より、本市の生活衛生行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、令和 2 年 1 月 24 日付け 31 静保生第 6301 号にて静岡市保健所から通知をしましたが、その後、厚生労働省HPより令和 2 年 1 月 27 日時点版で消毒方法が新たに示されましたので、お知らせします。また、令和 2 年 1 月 29 日付けで観光庁より「新型コロナウイルスに関連した宿泊者向けフライヤー」の提供がありましたので、送付します。

記

1 新型コロナウイルスの消毒方法について

(厚生労働省ホームページ新型コロナウイルスに関する Q & A より抜粋)

手洗いなど一般的な衛生対策を心がけてください。手など皮膚の消毒を行う場合には、消毒用アルコール (70%) を使用してください。物の表面の消毒には次亜塩素酸ナトリウム (0.1%) が有効であることがわかっています。

2 送付書類

- ・新型コロナウイルス対策として清浄すべきポイント
- ・新型コロナウイルスに関連した宿泊者向けフライヤー (日本語版)
- ・新型コロナウイルスに関連した宿泊者向けフライヤー (英語版)
- ・新型コロナウイルスに関連した宿泊者向けフライヤー (中国語版)

<問い合わせ先>  
静岡市保健所生活衛生課  
生活衛生係  
電話 054-249-3156